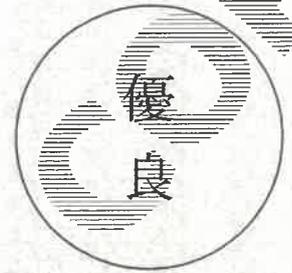


許可番号 04020001312

# 産業廃棄物処分業許可証



住所 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口2191番地1  
氏名 福岡産業開発株式会社  
代表取締役 吉永 清美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 5年 12月 1日  
許可の有効年月日 令和 12年 11月 30日

1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

中間処理(選別): 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

中間処理(破砕): 廃プラスチック類、金属くず(以上2品目については、自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず等(廃石膏ボード及び廃コンクリートに限る。)、がれき類 以上8品目

中間処理(圧縮梱包): 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず等(廃ガラスウールに限る。) 以上6品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

選別施設: 設置場所 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口字左屋ノ下2191番1  
設置年月日 平成9年1月27日  
処理能力 84t/日(8時間)

破砕施設: 設置場所 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口字左屋ノ下2193番3  
設置年月日 平成27年10月1日  
処理能力 廃プラスチック類 2. 64t/日(8時間)  
紙くず 2. 64t/日(8時間)  
木くず 3. 6t/日(8時間)  
繊維くず 1. 3t/日(8時間)  
ゴムくず 2. 22t/日(8時間)  
金属くず 4. 84t/日(8時間)  
ガラスくず等 3. 27t/日(8時間)  
がれき類 4. 84t/日(8時間)

(以下第2面記載)

※更新手続きについては、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

圧縮梱包施設：設置場所 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口字左屋ノ下2193番3  
設置年月日 平成26年6月1日  
処理能力 廃プラスチック類 16.6 t/日(8時間)  
紙くず 23.8 t/日(8時間)  
木くず 20.9 t/日(8時間)  
繊維くず 10.2 t/日(8時間)  
金属くず 71.2 t/日(8時間)  
ガラスくず等 19.5 t/日(8時間)

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 中間処理(選別)に係る処理前産業廃棄物の保管数量は43.4 m<sup>3</sup>以下とすること。
- (2) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類)、木くず)の保管数量はそれぞれ2.4 m<sup>3</sup>以下とすること。
- (3) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類))の保管数量は11.9 m<sup>3</sup>以下とすること。
- (4) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類))の保管数量は4.6 m<sup>3</sup>以下とすること。
- (5) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(ゴムくず、ガラスくず等、がれき類))の保管数量は12.8 m<sup>3</sup>以下とすること。
- (6) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ガラスくず等(廃石膏ボードに限る。))の保管数量は44.5 m<sup>3</sup>以下とすること。
- (7) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ふるい下残さ)の保管数量は6 m<sup>3</sup>以下とすること。
- (8) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(廃プラスチック類)の保管数量は2.3 m<sup>3</sup>以下とすること。
- (9) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず))の保管数量は96.7 m<sup>3</sup>以下とすること。
- (10) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(ガラスくず等(廃グラスウールに限る。))の保管数量は6 m<sup>3</sup>以下とすること。
- (11) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(金属くず)の保管数量は2.3 m<sup>3</sup>以下とすること。
- (12) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず))の保管数量は7.2 m<sup>3</sup>以下とすること。
- (13) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず等(廃グラスウールに限る。)))の保管数量は14.9 m<sup>3</sup>以下とすること。

以下余白

(以下第3面記載)

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成 8年 12月 1日 更新許可
- 平成 12年 2月 25日 変更許可により中間処理（選別）の追加
- 平成 12年 5月 8日 変更許可により中間処理（焼却）に係る取扱品目（繊維くず）の追加
- 平成 13年 7月 26日 変更許可により中間処理（破碎）の追加
- 平成 13年 12月 1日 更新許可
- 平成 18年 3月 23日 変更許可により中間処理（破碎）に係る取扱品目（廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず）の追加
- 平成 18年 11月 30日 変更届出により最終処分（埋立）の廃止（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第8項の規定により、平成19年10月3日（届出日）まで効力を有する。）
- 平成 18年 12月 1日 更新許可
- 平成 20年 4月 28日 変更許可により中間処理（破碎）に係る取扱品目（がれき類）の追加及び取扱品目（ガラスくず等）の限定の変更
- 平成 23年 7月 7日 変更届出により中間処理（焼却）の廃止
- 平成 23年 12月 1日 更新許可
- 平成 27年 11月 16日 変更許可により中間処理（圧縮梱包）の追加
- 平成 28年 12月 1日 更新許可
- 令和 5年 12月 1日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

